

財務省告示第三百二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年九月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びその 法律項及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十七回、第六十九回、第七十一回、第八十一回、第八十二回、第八十四回、第八十五回、第八十六回及び第九十二回）及び利付国庫債券（三十年）（第一回、第九回、第十回、第十三回、第二十回、第二十五回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用は日本銀行とする。 機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同一じ。）を競争に付して行われる入札による発行して行われる入札によるものからその応募額を順次さいものからその応募額を順次割り当てる。その応募額を順次額面金額で九百九十九億円				

十四 利子

に係る所得税が源泉徴収されるもの
るもとの記載又は記録の算式
口座に記しては、前記(一)の
のよりに算出した金額を乗じた
金額に百分の二十を乗じた該
額へおだしの取得者がある居
時に、又は外国取す者が非居
住者は、前記(一)の算式による
に、た金額に(一)の算式による
出し、た金額に(一)の算式による
は、外国税率を乗じた金額を所
得税の税率を乗じた金額を
控除するものとすることができる。
第十号に規定する発行日後の各
発行対象債の支払期
と、各支払期において、次の
算式により算出た金額を支払
う。ただし、支出した金額を支
日。ただし、その翌営業
日に支払うときは、この規定

各発行対象国債の利率 / 100 × 1
/ 2

償還期限
償還金額
入札の基
準とする
各発行対
象国債の

(別表のとおり)
額(別表のとおり)
平成二十年九月四日付で日本証
券業協会が発した公債店頭
売買参考統估值の平均値の単利

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付二十年庫債券）	二・一%	平成十年十二月二十八日	十億円
（利付二十年庫債券）	二・三%	平成九年三月二十八日	三十五億円
（利付二十年庫債券）	二・一%	平成九年三月二十八日	九十億円
（利付二十年庫債券）	二・〇%	平成十年二月二十七日	二十億円
（利付二十年庫債券）	二・一%	平成九年三月二十七日	四十億円
（利付二十年庫債券）	二・〇%	平成九年三月二十七日	三十一億円
（利付二十年庫債券）	二・二%	平成九年六月二十六日	九億円
（利付二十年庫債券）	二・一%	平成九年三月二十六日	四十九億円
（利付二十年庫債券）	一・九%	平成九年三月二十六日	二百八十五億円

（別表）

十八 元利金支 利回りとする。
 十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十年九月九日

（利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回）	（利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回）	（利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回）	（利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回）	（利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回）	（利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回） （利付第三十回）
二・三%	二・三%	二・〇%	一・一%	一・四%	二・八%
十年平日 二四月十八日	十年平日 二四月十七日	十年平日 二四月十五日	日年平日 三四月二十五日	十年平日 二四月十二日	日年平日 九四月二十一日
億三百八十四	二十億	十億	九億	三億	四億